

半田市議会委員長連絡会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市議会会議規則（昭和43年半田市議会規則第1号）第158条第4項の規定に基づき、委員長連絡会議（以下「会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

(構 成)

第3条 会議は、議長、副議長並びに常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会の委員長及び副委員長のうち、議長が必要と認める議員をもって構成する。

(出席要求)

第4条 会議は、議長が必要と認めるときは、前条以外の者の出席を求めることができる。

2 前項の場合において、議員以外の者に出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。

(傍聴の取扱い)

第5条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(記 録)

第6条 議長は、事務局職員に議事の概要及び必要な事項を記載した記録を作成させ、保管する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。